亀管第０１－１９１０号
令和　５年　９月１２日

三重県土地家屋調査士会
会長　　川井　一浩　　様

亀山市道路管理者
亀山市長　櫻井　義之
（公印省略）

亀山市の境界確認等について(要望)

亀山市が管理する道路等の境界確認申請等を行う場合は、下記のことにご配慮お願いします。

記

1　境界確認申請の目的について、「財産管理」「境界確認のため」と記載されている場合があります。境界確認後の土地の利用計画（予定）が分かっている場合は記載をお願いします。特に 1000 ㎡以上の土地については、聞き取りさせていただく場合がありますので、ご協力お願いします。

2　境界立会前に、所有者に確認を行ったうえで、必要な個所の草刈・枝払いをお願いします。木の伐採については、森林法に基づく届けが必要な場合があるため、ご注意ください。

3　境界確定書には、提出日を記載するようにお願いします。

4　境界確定書に、登記人以外の方の確認印が押されている場合は、登記人との続柄が分かる資料を添付するようにお願いします。ない場合については、時間を要する場合があります。

事務担当：亀山市　建設部　建設課管理課
管理グループ　田中　貴之
TEL　0595 - 84 - 5102
FAX　0595 - 82 - 9669